

金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」の概要

背景

- 近年、情報通信技術の飛躍的な発展等を背景に情報の利活用が社会的に進展。一般事業会社、フィンテック事業者、伝統的な金融機関のいずれの主体であれ、情報の利活用に取り組んでいくことは自然な流れ。
- こうした動きが拡大していく中で留意すべき点として、(1) 情報に関連するルールのあり方、(2) 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方、が考えられる。

(1) 情報に関連するルールのあり方

- 情報の適切な取扱いの確保は金融分野において重要。
- スタディ・グループにおいても、様々な意見。
 - 情報の利活用の社会的な進展を踏まえ、個人情報の保護の観点からルールの再検討を行うことが必要ではないか
 - 情報に関連するルールを考える際には、情報の保護と利活用との両立を一層図っていく観点が重要ではないか
- 他方、この問題は必ずしも金融分野に限定されるものではなく、**分野横断的な検討が必要**。



- 情報の利活用の社会的な進展の今後の状況も踏まえつつ、**関係者において、適切な対応が進められていくことを期待**。

(2) 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方

- 利用者から情報の提供を受けて、それを保管・分析し、自らの業務に活用する、さらには（必要に応じ当該利用者の同意を得た上で）第三者に提供する、といったことが今日の経済社会において広く一般的に行われるようになってきている。**業務範囲に関して厳格な制限が存在する銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等**（注1）についても、**社会全体の変化に適切に対応していく環境を整備するため、業務範囲規制について見直しの検討を行うことが適当**。

（注1）業務範囲に関して厳格な制限が存在する他の業者として、例えば、投資運用業者がある。

- ただし、例えば銀行の業務範囲規制の検討は、①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③他業リスクの排除、といった規制の趣旨を踏まえつつ、監督の実効性等にも配慮しながら進めていく必要。



- **銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等（本体）**について、さしあたりは、**保有する情報を第三者に提供する業務であって本業に何らかの形で関連するものを営むことを認めることが適当**。
- また、銀行、第一種金融商品取引業者等と異なり、情報の利活用に関する業務を幅広く営むことが可能な子会社の保有が認められていない**保険会社**について、保険業の高度化や利用者利便の向上を図る観点からも、**銀行業高度化等会社**（注2）に**相当する会社を子会社として保有することを認めることが適当**。

（注2）情報通信技術その他の技術を活用した、銀行業の高度化・利用者利便の向上に資する（と見込まれる）業務を営む会社。なお、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者については、保有可能な子会社の範囲に関する制限がそもそも存在しないため、現行制度の下でも、銀行業高度化等会社に相当する会社を子会社として保有することが可能。

- （情報の利活用に係るもの以外の）業務範囲規制のあり方については、機能別・横断的な金融規制全体の検討の中で引き続き検討。